



熊本県公報

第13515号
令和8年(2026年)
3月6日(金)
(毎週 火・金発行)

目 次

告 示

○生活保護法における指定介護機関の廃止	(社会福祉課)	1
○生活保護法における指定介護機関の変更	(〃)	2
○県内希少野生動植物及び指定希少野生動植物の指定	(自然保護課)	3
○県内希少野生動植物及び指定希少野生動植物の指定の解除	(〃)	3
○生息地等保護区の指定の解除	(〃)	3
○熊本県消防表彰規程の一部を改正する規程	(消防保安課)	4
○保安林の指定に関する予定	(森林保全課)	4
○保安林の指定に関する予定	(〃)	4
○道路の区域変更	(道路保全課)	5
○道路の区域変更	(〃)	5
○道路の区域変更	(〃)	5
○道路の供用開始	(〃)	6
○道路の供用開始	(〃)	6
○保安林の指定に関する予定	(森林保全課)	6
○保安林の指定に関する予定	(〃)	7
○熊本県少年保護育成条例に基づく少年に有害な図書の指定	(くらしの安全推進課)	7

公 告

○熊本市計画道路(益城中央線ほか1線)の事業計画変更認可	(都市計画課)	7
○土地改良区の定款変更の認可	(農村計画課)	8
○県営土地改良事業計画の変更	(〃)	8
○県営土地改良事業計画の変更	(〃)	8
○県営土地改良事業計画の変更	(〃)	8
○令和8年度(2026年度)技能検定(外国人技能実習生対象)の実施	(労働雇用創生課)	9

登 載 依 頼

○熊本県職員等の初任給、昇格、昇級等の基準に関する規則の一部を改正する規則	(人事委員会)	11
○熊本県職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則	(〃)	11
○熊本県職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則	(〃)	11
○第168回熊本県都市計画審議会の開催	(都市計画審議会)	12
○令和7年度(2025年度)熊本県立装飾古墳館協議会の開催	(装飾古墳館)	13
○令和7年度(2025年度)第1回熊本県人権施策・啓発推進委員会の開催	(人権施策・啓発推進委員会)	13
○第50回熊本県地方港湾審議会の開催	(地方港湾審議会)	14
○宝石さんごの採捕禁止	(天草不知火海区漁業調整委員会)	14
○令和7年度(2025年度)熊本丸中間検査及び一般整備工事業務に係る一般競争入札の落札業者の決定	(天草拓心高校マリン校舎)	14
○環境影響評価書の縦覧	(株式会社グリーンパワーインベストメント)	15

告 示

熊本県告示第182号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第5項において準用する同法第50条の2(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例による場合を含む。)の規定により次の指定介護機関から事業の廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例による場合を含む。)の規定により告示する。

令和8年(2026年)3月6日

熊本県知事 木 村 敬

生活保護法指定介護機関届出一覧(廃止)

事業の種類	開設者の名称及び所在地	事業所の名称及び所在地	廃止年月日
訪問型サービス(独自)	株式会社ニチイ学館 代表取締役 中川創太 東京都千代田神田駿河台四丁目6番地	ニチイケアセンター水俣 水俣市長野町11番114号1階	令和2年(2020年)3月31日
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	社会福祉法人広徳会 理事長 橋本哲次 水俣市袋字鳥越2501番地252	特別養護老人ホーム生喜の里 水俣市月浦928番地1	令和5年(2023年)10月31日
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	社会福祉法人広徳会 理事長 橋本哲次 水俣市袋字鳥越2501番地252	特別養護老人ホーム和光苑 水俣市袋字鳥越2501番地252	令和5年(2023年)10月31日

熊本県告示第183号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第5項において準用する同法第50条の2(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例による場合を含む。)の規定により次の指定介護機関から変更の届出があったので、生活保護法第55条の3(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例による場合を含む。)の規定により告示する。

令和8年(2026年)3月6日

熊本県知事 木 村 敬

生活保護法指定介護機関届出一覧(変更)

事業の種類	開設者の名称及び所在地	事業所の名称及び所在地	変更事項		変更年月日
			旧	新	
訪問看護 介護予防訪問看護	株式会社ANCHOR 代表取締役 金澤浩 上益城郡益城町馬水808番地5	一心リハビリテーション訪問看護ステーション 上益城郡益城町馬水807番地1	主たる事務所の所在地		令和元年(2019年)5月1日
			上益城郡益城町大字馬水517番地1	上益城郡益城町馬水808番地5	
訪問介護	株式会社大環 代表取締役 泉乃介 八代市袋町1番45号 いずみビル2階	訪問介護事業所なぎさの風 八代市袋町1番45号 いずみビル2階	事業所の名称		令和元年(2019年)12月1日
			なぎさの里	なぎさの風	
訪問介護	株式会社大環 代表取締役 泉乃介 八代市袋町1番45号 いずみビル2階	訪問介護事業所なぎさの風 八代市袋町1番45号 いずみビル2階	事業所の所在地		令和2年(2020年)7月1日
			八代市新開町3-3-31	八代市袋町1番45号いずみビル2階	
訪問看護 介護予防訪問看護	株式会社MMS 代表取締役 小柿真由美 球磨郡錦町大字西字大王原239番地3	訪問看護ステーションのぞみ 球磨郡錦町大字西字大王原239番3	主たる事務所の所在地		令和5年(2023年)10月1日
			愛知県刈谷市広小路七丁目8番地1ダイアパレス刈谷広小路1004号	球磨郡錦町大字西字大王原239番地3	
地域密着型通所介護	合同会社祐 代表社員 大塚幹雄 菊池郡大津町大字室1983番地	デイサービス祐 菊池郡大津町室1267番地1	事業所の所在地		令和5年(2023年)12月1日
			菊池郡大津町杉水3431番地6	菊池郡大津町室1267番地1	

訪問看護 介護予防訪 問看護	株式会社ANCHOR 代表取締役 金澤浩 上益城郡益城町馬水8 08番地5	一心リハビリテーショ ン訪問看護ステーショ ン 上益城郡益城町馬水8 07番地1	事業所の所在地		令和6年 (2024 年)10月 24日
			上益城郡益城町 馬水808番地 5	上益城郡益城町 馬水807番地 1	
特定施設入 居者生活介 護 介護予防特 定施設入居 者生活介護	株式会社シラサギ 代表取締役 片山大嗣 八代市北の丸町3-5 0	うとノイエ. 宇土市松山町字向野田 4168番1	事業所の名称		令和7年 (2025 年)7月1 日
			むすび.宇土	うとノイエ.	
訪問看護 介護予防訪 問看護	株式会社湯の郷 代表取締役社長 上野 貴美 玉名市天水町小天92 78-1	訪問看護ステーション 湯の郷てんすい 玉名市高瀬100番地 1 ハイランドGE 2 02号室	事業所の所在地		令和8年 (2026 年)1月1 日
			玉名市高瀬22 3-3グッド シーズン高瀬3 階	玉名市高瀬10 0番地1 ハイ ラン士GE 2 02号室	

熊本県告示第184号

熊本県野生動植物の多様性の保全に関する条例（平成16年熊本県条例第19号）第10条第1項の規定により次に掲げる動植物を県内希少野生動植物に指定するとともに、併せて指定希少野生動植物に指定するので、同条第5項の規定により次のとおり告示する。

令和8年（2026年）3月6日

熊本県知事 木 村 敬

1 植物（1種）

科 名	種 名		指定の理由
	和 名	学 名	
アブラナ科	ヒロハコンロンソウ	<i>Cardamine appendiculata</i>	生育地、生育個体数がともに極めて少ないことに加え、生育環境の悪化が顕著にみられ、絶滅のおそれがあることから、特に保護を図る必要がある。

熊本県告示第185号

熊本県野生動植物の多様性の保全に関する条例（平成16年熊本県条例第19号）第10条第7項の規定により県内希少野生動植物及び指定希少野生動植物の指定を解除するので、同条第8項の規定により準用する同条第5項の規定により次のとおり告示する。

令和8年（2026年）3月6日

熊本県知事 木 村 敬

1 植物（1種）

科 名	種 名		解除の理由
	和 名	学 名	
マンサク科	トキワマンサク	<i>Loropetalum chinense</i>	中国から導入された個体であるとの研究結果を受けて、環境省・熊本県のレッドリストから削除されたため。

熊本県告示第186号

熊本県野生動植物の多様性の保全に関する条例（平成16年熊本県条例第19号）第34条第9項の規定により生息地等保護区の指定の解除を、第35条第2項の規定により管理地区の指定を解除するので、第34条第10項及び第35条第3項の規定により読み替えて準用する第34条第7項の規定により次のとおり告示する。

令和8年（2026年）3月6日

熊本県知事 木 村 敬

1 解除に係る指定の区域

保護区の名称	保護区の位置及び面積
府本生育地保護区	荒尾市府本地内 0.7ヘクタール

2 指定解除の理由

生息地保護区指定及び管理地区に係る指定希少野生動植物トキワマンサクが、中国から導入された個体であるとの研究結果を受けて、環境省・熊本県のレッドリストから削除されたことにより、県内希少野生動植物及び指定希少野生動植物の指定の解除をすることに伴い、生息地保護区及び管理地区の指定の解除を行う必要があるため。

熊本県告示第187号

熊本県消防表彰規程の一部を改正する規程を次のように定める。
令和8年3月6日

熊本県知事 木 村 敬

熊本県消防表彰規程の一部を改正する規程
熊本県消防表彰規程（昭和55年熊本県告示第176号）の一部を次のように改正する。
第9条中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

附 則

この規程は、令和8年3月6日から施行する。

熊本県告示第188号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。
令和8年（2026年）3月6日

熊本県知事 木 村 敬

1 保安林予定森林の所在場所 熊本県上益城郡御船町大字辺田見字山下745番2・748番（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、字山神846番85、846番96

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字山下745番2、748番、字山神846番85・846番96（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県県央広域本部上益城地域振興局並びに御船町役場に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第189号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。
令和8年（2026年）3月6日

熊本県知事 木 村 敬

1 保安林予定森林の所在場所 熊本県宇城市三角町三角浦字石場943番、951番、952番

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字石場943番・952番（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県県央広域本部上益城地域振興局並びに宇城市役所に備え置

いて縦覧に供する。)

熊本県告示第190号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和8年（2026年）3月6日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和8年（2026年）3月6日

熊本県知事 木 村 敬

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般国道	219号	八代市坂本町荒瀬 6405番1地先から 同所 5313番2地先まで	前	9.9 ～ 16.8	723.2	河川整備計画に基づく嵩上げ事業
				12.6 ～ 33.2	929.0	
				9.9 ～ 16.8	723.2	
				12.6 ～ 33.2	929.0	
			後	8.4 ～ 16.8	909.8	

2 区域を変更する期日 令和8年（2026年）3月6日

熊本県告示第191号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和8年（2026年）3月6日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和8年（2026年）3月6日

熊本県知事 木 村 敬

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般県道	今吉野甲佐線	上益城郡甲佐町大字田口字石仏 4318番1地先から 同所 4313番1地先まで	前	12.9 ～ 26.4	99.7	旧道移管
				4.2 ～ 7.0	85.0	
			後	12.9 ～ 26.4	99.7	

2 区域を変更する期日 令和8年（2026年）3月6日

熊本県告示第192号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和8年（2026年）3月6日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和8年（2026年）3月6日

熊本県知事 木 村 敬

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
主要地方道	別府一の宮線	阿蘇市一の宮町三野字太田 180番9地先から 同所 157番15地先まで	前	10.7 ～ 20.6	88.7	防安交 (災害 防除)
			後	10.7 ～ 20.6		
				15.7 ～ 16.4	95.4	

2 区域を変更する期日 令和8年(2026年)3月6日

熊本県告示第193号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和8年(2026年)3月6日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和8年(2026年)3月6日

熊本県知事 木 村 敬

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般国道	219号	八代市坂本町荒瀬 6405番1地先から 同所 5313番2地先まで	909.8	河川整備 計画に基 づく嵩上 げ事業

2 供用を開始する期日 令和8年(2026年)3月6日

熊本県告示第194号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和8年(2026年)3月6日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和8年(2026年)3月6日

熊本県知事 木 村 敬

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般国道	443号	上益城郡益城町大字寺迫字今吉 67番1地先から 同所 66番地先まで	22.4	交安街

2 供用を開始する期日 令和8年(2026年)3月6日

熊本県告示第195号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。

令和8年(2026年)3月6日

熊本県知事 木 村 敬

1 保安林予定森林の所在場所 熊本県球磨郡球磨村大字神瀬乙字簸瀬133番8

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字簞瀬133番8(次の図に示す部分に限る。)
 イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
 (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県県南広域本部球磨地域振興局並びに球磨村役場に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第196号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。
 令和8年(2026年)3月6日

熊本県知事 木村 敬

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県球磨郡錦町大字木上南字大平5番、6番7
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
 字大平5番・6番7(以上2筆について次の図に示す部分に限る。)
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
 (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県県南広域本部球磨地域振興局並びに錦町役場に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第197号

熊本県少年保護育成条例(昭和46年熊本県条例第30号)第9条第1項の規定により少年に有害な図書として令和8年(2026年)2月26日次のように指定したので、同条第2項の規定により公示する。
 令和8年(2026年)3月6日

熊本県知事 木村 敬

種別	図書名 (発行所等)	コード番号	指定理由
雑誌	実話ナックルズ 2026年 2月号 (株式会社大洋図書)	雑誌 04877-2	次のいずれかに該当し、少年の健全な育成を阻害するおそれがある。 (1) 著しく性的感情を刺激し、又は性的被害を誘発する。 (2) 著しく粗暴性又は残虐性を助長する。 (3) 人の生命、身体若しくは財産に危害を及ぼし、又は少年の犯罪を誘発する。
雑誌	d r a p 2026年 2月号 (株式会社コアマガジン)	雑誌 16695-02	
雑誌	恋愛白書パステル 2026年 3月号 (株式会社宙出版)	雑誌 19625-03	

公 告

熊本県公告第121号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第2項において準用する同法第62条第1項に規定する告示があったので、同法第66条の規定により次のとおり公告する。
 令和8年(2026年)3月6日

熊本県知事 木村 敬

- 1 施行者の名称 熊本県
- 2 都市計画事業の種類及び名称 平成29年九州地方整備局告示第55号熊本都市計画

- 道路事業3・3・93号益城中央線及び3・3・13号水前寺秋津線
- 3 事務所の所在地 熊本県上益城郡益城町宮園福原790 熊本県県央広域本部土木部
益城復興事務所
- 4 事業施行期間 平成29年(2017年)3月10日から令和9年(2027年)3月31日まで
- 5 事業地 収用の部分 変更なし
使用の部分 変更なし

熊本県公告第122号

八代市に事務所を置く八代平野北部土地改良区理事長坂田孝志から令和8年(2026年)2月10日付けで申請のあった定款の変更については、令和8年(2026年)2月25日付けで認可したので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第3項の規定により公告する。

令和8年(2026年)3月6日

熊本県知事 木村 敬

熊本県公告第123号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第88条第1項の規定により、県営古閑浜地区土地改良事業(農業用排水施設)の計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、土地改良事業計画書の写しを次のように縦覧に供する。

この土地改良事業計画につき不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に審査請求をすることができる。

令和8年(2026年)3月6日

熊本県知事 木村 敬

- 縦覧に供する書類の名称
変更後の県営古閑浜地区土地改良事業(農業用排水施設)計画書の写し
- 縦覧期間
令和8年(2026年)3月9日から令和8年(2026年)4月6日まで
- 縦覧場所
八代市役所

熊本県公告第124号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第88条第1項の規定により、県営両出地区土地改良事業(農業用排水施設)の計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、土地改良事業計画書の写しを次のように縦覧に供する。

この土地改良事業計画につき不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に審査請求をすることができる。

令和8年(2026年)3月6日

熊本県知事 木村 敬

- 縦覧に供する書類の名称
変更後の県営両出地区土地改良事業(農業用排水施設)計画書の写し
- 縦覧期間
令和8年(2026年)3月9日から令和8年(2026年)4月6日まで
- 縦覧場所
八代市役所鏡支所

熊本県公告第125号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第88条第1項の規定により、県営両出地区土地改良事業(農業用道路)の計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、土地改良事業計画書の写しを次のように縦覧に供する。

この土地改良事業計画につき不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に審査請求をすることができる。

令和8年(2026年)3月6日

熊本県知事 木村 敬

- 縦覧に供する書類の名称
変更後の県営両出地区土地改良事業(農業用道路)計画書の写し
- 縦覧期間
令和8年(2026年)3月9日から令和8年(2026年)4月6日まで
- 縦覧場所
八代市役所鏡支所

電気機器組立て(配電盤・制御盤組立作業)、プリント配線板製造(プリント配線板製造作業)、冷凍空気調和機器施工(冷凍空気調和機器施工)、ニット製品製造(丸編みニット製造作業)、布はく縫製(ワイシャツ縫製作業)、家具製作(家具製作)、手加工作業、建具製作(木製建具手加工作業)、紙器・段ボール箱製造(段ボール箱製造作業)、印刷(オフセット印刷作業)、プラスチック成形(射出成形作業、イソプレーション成形作業及びブロー成形作業)、強化プラスチック成形(手積み積層成形作業)、石材施工(石材加工作業及び石張り作業)、パン製造(パン製造作業)、ハム・ソーセージ・ベーコン製造(ハム・ソーセージ・ベーコン製造作業)、水産練り製品製造(かまぼこ製品製造作業)、建築大工(大工工事作業)、かわらぶき(かわらぶき製作)、配管(建築配管作業及びプラント配管作業)、型枠施工(型枠工事作業)、鉄筋施工(鉄筋組立て作業)、コンクリート圧送施工(コンクリート圧送工事作業)、防水施工(シーリング防水工事作業)、内装仕上げ施工(プラスチック系床仕上げ工事作業、カーペット系床仕上げ工事作業、鋼製下地工事作業及びボード仕上げ工事作業)、熱絶縁施工(保温保冷工事作業)、サッシ施工(ビル用サッシ施工作業)、表装(壁装作業)、塗装(建築塗装作業、金属塗装作業、鋼橋塗装作業及び噴霧塗装作業)及び工業包装(工業包装作業)

2 受検資格

(1) 随時に実施する2級

基礎級又は職業能力開発促進法施行規則及び職業能力開発促進法第47条第1項に規定する指定試験機関の指定に関する省令の一部を改正する省令(平成29年厚生労働省令第57号)第1条の規定による改正前の職業能力開発促進法施行規則(昭和44年労働省令第24号。以下「旧規則」という)。第61条に掲げる基礎1級若しくは基礎2級の技能検定及び当該検定職種に係る3級の実技試験に合格した者に限り受けられることができる。

(2) 随時に実施する3級

基礎級又は旧規則第61条に掲げる基礎1級若しくは基礎2級の技能検定に合格した者に限り受けられることができる。

(3) 基礎級

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律(平成28年法律第89号)第2条第1項に規定する技能実習生に限り受けられることができる。

3 技能検定試験の方法

実技試験及び学科試験

4 技能検定試験の手数料及び実施期日等

(1) 実技試験

ア 実技試験の手数料 18,200円

イ 実技試験の実施期日

令和8年(2026年)4月1日から令和9年(2027年)3月31日までの間において熊本県職業能力開発協会が指定する日に行う。

ウ 実技試験の実施場所

実施場所は、熊本県職業能力開発協会から通知する。

エ 実技試験問題の公表

問題は、あらかじめ受検申請者あて送付する(ただし、検定職種によっては試験問題の全部又は一部を公表しないものがある)。

(2) 学科試験

ア 学科試験の手数料 3,100円

イ 学科試験の実施期日

令和8年(2026年)4月1日から令和9年(2027年)3月31日までの間において熊本県職業能力開発協会が指定する日に行う。

ウ 学科試験の実施場所

実施場所は、熊本県職業能力開発協会から通知する。

5 受検申請の手続

(1) 提出書類

ア 技能検定受検申請書(以下「申請書」という)。

イ 在留カードの写し

ウ 下位等級の合格証書(一部合格通知)の写し(基礎級受検の場合は必要ない)。

(2) 提出先

熊本県職業能力開発協会

所在地 〒861-4108

熊本県熊本市南区幸田1-4-1 熊本県立高等技術専門校内

電話 096-285-5818

(3) 受付期限

原則として実技試験及び学科試験の実施期日のそれぞれ30日前までとする。

(4) 受検申請に関する注意等

ア 申請書の用紙は、熊本県職業能力開発協会に交付する。

なお、申請書用紙の郵送を求める場合は、熊本県職業能力開発協会に問い合わせること。

- イ 申請書を郵送する場合は、書留郵便とし、封筒の表面に「技能検定受検申請書在中」と朱書すること。
- 6 手数料の納付方法等
実技試験及び学科試験の手数料は、申請書に添えて納付するものとする。
なお、受検申請を受け付けた後に、申請を取り下げた場合又は試験を受けなかった場合は、手数料を返還しない。
- 7 合格発表
(1) 合格発表
合格発表は、監理団体への合否通知及び合格証書の発送をもって代える。
(2) 一部合格通知
基礎級の実技試験又は学科試験のいずれかに合格した者については、書面で通知する。
2級及び3級の実技試験又は学科試験のいずれかに合格した者については、熊本県職業能力開発協会が書面で通知する。
(3) 技能検定合格証書の交付
技能検定合格者には、熊本県知事名の合格証書を交付する。このほか、2級及び3級の技能検定合格者に対しては、厚生労働省から技能士章が交付される。
- 8 その他
(1) 本公示の技能検定は、外国人を対象とした「成果の評価」又は「習得技能等の認定」に活用されるものである。
(2) 実技試験における試験会場、試験用材料、使用機械、器工具等については、受入企業等に対しあらかじめ送付する実技試験実施要項に基づき、原則として受入企業等に準備を依頼する。
(3) 不明な点は、熊本県商工労働部商工雇用創生局労働雇用創生課又は熊本県職業能力開発協会に問い合わせること。

登載依頼

熊本県職員等の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月6日

熊本県人事委員会委員長 出 田 孝 一

熊本県人事委員会規則第2号

熊本県職員等の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則
熊本県職員等の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和32年熊本県人事委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。
別表第1の2公安職給料表5級の部警察の款警察本部の項中「師範 少年補導官」を「師範」に、「通信司令官」を「通信司令官 組織窃盗対策官」に改め、同表7級の部警察の款警察本部の項中「サイバー犯罪対策官 地域連携推進官」を「サイバー犯罪対策官」に、「刑事指導官」を「適正捜査指導官 取調べ指導官」に、「通告官」を「通告官 警備事件指導官」に改める。

附 則

この規則は、令和8年3月18日から施行する。

熊本県職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月6日

熊本県人事委員会委員長 出 田 孝 一

熊本県人事委員会規則第3号

熊本県職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則
熊本県職員の管理職手当に関する規則（昭和32年熊本県人事委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。
別表第1警察の部警察本部の項中「サイバー犯罪対策官 地域連携推進官」を「サイバー犯罪対策官」に、「刑事指導官」を「適正捜査指導官 取調べ指導官」に、「通告官」を「通告官 警備事件指導官」に改める。

附 則

この規則は、令和8年3月18日から施行する。

熊本県職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月6日

熊本県人事委員会委員長 出 田 孝 一

熊本県人事委員会規則第4号

熊本県職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則
熊本県職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成7年熊本県人事委員会規則第2号）

の一部を次のように改正する。

第13条の表14の項中「次項」の次に「及び16の項」を加え、同条の表16の項を次のように改める。

16	職員が次のいずれかに該当する場合 (1) 職員が義務教育終了前の子(配偶者の子を含む。以下この号において同じ。)の看護等(負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話若しくは疾病の予防を図るために必要なものとして人事委員会が定めるその子の世話を行うこと又はその子の教育若しくは保育に係る行事のうち人事委員会が定めるものへの参加をすることをいう。)のため勤務しないことが相当であると認められる場合 (2) 職員が義務教育終了後の子(配偶者の子を含む。)、配偶者又はその他2親等内の血族若しくは姻族の看護(負傷し、若しくは疾病にかかったこれらの者の世話)を行う場合で勤務しないことが相当であると認められる場合	一の年において5日(義務教育終了前の子が2人以上いる場合にあっては10日)の範囲内でそのつど必要と認める期間
----	---	--

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

熊本県都市計画審議会公告第2号

第168回熊本県都市計画審議会を次のとおり開催します。

令和8年(2026年)3月6日

熊本県都市計画審議会

- 1 日時
令和8年(2026年)3月17日(火)午前9時30分から正午まで
- 2 場所
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県庁行政棟本館5階 審議会室
- 3 議題
【審議】
 (1) 熊本都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更の件
 (2) 熊本都市計画区域区分の変更の件
 (3) 大津都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更の件
 (4) 菊池都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更の件
 (5) 荒尾・玉名・長洲広域圏都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更の件
- 4 傍聴者の定員
20名
- 5 傍聴手続
 (1) 傍聴を希望される方には、審議会開会の30分前から10分前までに、受付にて整理券を配布します。
 (2) (1)において配布した整理券を持って、審議会開会10分前に受付に集合してください。
 (3) 傍聴を希望される方の総数が傍聴者の定員を超える場合は、抽選により傍聴者を決定します。
 (4) 傍聴を認められた方は、受付において係員の指示に従い会場に入室することができます。
- 6 傍聴するにあたっての守るべき事項
傍聴される方は、会議を傍聴するにあたり、次の事項を守ってください。

- (1) 会議開催中は、静粛に傍聴することとし、拍手その他の方法により賛成、反対の意向等を表明することはできません。
 - (2) はり紙、旗、プラカードの掲示、はち巻、腕章の類を身につける等示威的行為はできません。
 - (3) 会場内での飲食はできません。
 - (4) 会場内において、写真撮影、録画、録音等はありません。
 - (5) 会場内で携帯電話等の通信機器を使用することはできません。
 - (6) その他会議開催中に秩序を乱したり、議事を妨害するようなことはできません。
- 上記のほか、傍聴される方は、係員の指示に従ってください。
傍聴される方が以上のことをお守りいただけない場合は、退場していただく場合があります。

7 留意点

公開の案件の審議中であっても、「審議会等の会議の公開に関する指針」第3公開の基準又はイに該当する場合に至ったときには、あらかじめ公開・非公開の決定権限を会長に委任しておりますので、会長の判断により非公開となる場合もあります。

8 問合せ先

熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県都市計画審議会事務局（熊本県土木部道路都市局都市計画課）
電話番号：096-333-2520

熊本県立装飾古墳館協議会公告第1号

熊本県立装飾古墳館協議会の会議を次のとおり開催する。

令和8年(2026年)3月6日

熊本県立装飾古墳館長 上村 修治

1 開催日時

令和8年(2026年)3月13日(金)
午前10時から正午まで

2 開催場所

熊本県山鹿市鹿央町岩原3085番地
熊本県立装飾古墳館 集団学習室

3 議題

- (1) 令和7年度(2025年度)事業実績について(装飾古墳館及び装飾古墳館分館 歴史公園鞠智城・温故創生館)
- (2) 質疑・意見交換

4 傍聴者の定員

10人

5 傍聴手続

- (1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに当該会議の会場において受付のうえ、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。
- (2) 傍聴の手続きは先着順で行い、定員になり次第終了する。

6 問合せ先

熊本県山鹿市鹿央町岩原3085番地
熊本県立装飾古墳館
(電話0968-36-2151)

熊本県人権施策・啓発推進委員会公告第1号

令和7年度(2025年度)第1回熊本県人権施策・啓発推進委員会を、次のとおり開催する。

令和8年(2026年)3月6日

熊本県人権施策・啓発推進委員会委員長

1 開催日時

令和8年(2026年)3月17日(火)午後1時30分～

2 開催場所

熊本県庁 防災センター201会議室

3 議題

- (1) 熊本県人権教育・啓発基本計画関連事業について(令和7年度実績)
- (2) 熊本県人権教育・啓発基本計画関連事業について(令和8年度計画案)
- (3) その他

4 傍聴者の定員

5人

5 傍聴手続

傍聴の受付は、会議開始時刻の30分前から先着順で行い、定員に達し次第、受付を終了する。

6 問合せ先

熊本市中央区水前寺六丁目18番1号

熊本県環境生活部県民生活局人権同和政策課

熊本県地方港湾審議会公告第1号

第50回熊本県地方港湾審議会の会議を、次のとおり開催します。
なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおりです。
令和8年(2026年)3月6日

熊本県地方港湾審議会

- 開催日時
令和8年(2026年)3月16日(月)午前10時～午前12時(予定)
- 開催場所
熊本市中心区水前寺六丁目18番1号
熊本県庁行政棟本館 5階 審議会室
- 議題
(1) 長洲港港湾隣接地域の変更
(2) 八代港臨港地区の分区の変更
- 傍聴者の定員
10人
- 傍聴手続
(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において受付をし、
た上で、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができます。
(2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了します。
- お問い合わせ先
熊本市中心区水前寺六丁目18番1号
熊本県地方港湾審議会事務局(熊本県土木部河川港湾局港湾課)
(電話096-333-2516)

天草不知火海区漁業調整委員会指示第207号

宝石さんご(アカサンゴ、モモイロサンゴ及びシロサンゴをいう。)の資源保護のため、
漁業法(昭和24年法律第267号)第120条第1項の規定に基づき、次のとおり指示
する。ただし、国、地方公共団体若しくは試験研究機関が試験研究のために採捕する場
合は、この限りでない。
令和8年(2026年)3月6日

天草不知火海区漁業調整委員会会長 江口 幸男

- 指示の内容
熊本県漁業調整規則(令和2年熊本県規則第51号)の別表の天草海において宝石さんごを採捕してはならない。ただし、同規則第40条第1項第24号に規定する海域を除く。
- 指示の有効期間
令和8年(2026年)4月1日から令和10年(2028年)3月31日まで

熊本県教育委員会公告第12号

特定調達契約につき一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等
又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」
という。)第12条及び熊本県物品等又は特定役務の調達手続に関する規則(平成7年熊
本県規則第51号)第11条第1項の規定により、次のとおり公示する。
令和8年(2026年)3月6日

熊本県教育長 越猪 浩樹

- 落札に係る特定役務の名称及び数量
令和7年度(2025年度)熊本丸中間検査及び一般整備工事業務 一式
- 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
熊本県立天草拓心高等学校マリン校舎(管理棟1階 事務室)
郵便番号 863-2507 天草郡苓北町富岡3757番地
- 落札者を決定した日
令和8年(2026年)1月8日
- 落札者の氏名及び住所
島原ドック協業組合 代表理事 中村 光孝
郵便番号 855-0823 長崎県島原市湊町5番地2
- 落札金額
77,330,000円(うち消費税及び地方消費税額7,030,000円)
- 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 特例政令第6条に規定する公告を行った日
令和7年(2025年)11月21日

公 告

環境影響評価法（平成9年法律第81号。以下「法」という。）第14条第1項の規定により作成した環境影響評価準備書（以下「準備書」という。）について、一般の意見を求めるので、関係書類を縦覧に供する。

また、同法第17条第1項の規定により開催する準備書の記載事項を周知するための説明会（以下「説明会」という。）を開催するので、同条第2項の規定により、次のとおり公告する。

令和8年（2026年）3月6日（金）

株式会社グリーンパワーインベストメント 代表取締役社長 坂木 満

1 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

(1) 名称 株式会社グリーンパワーインベストメント

(2) 代表者の氏名 代表取締役社長 坂木 満

(3) 主たる事務所の所在地 東京都港区赤坂一丁目11番44号 赤坂インターシティ
9階

2 対象事業の名称、種類及び規模

(1) 名称 (仮称)伊佐・えびの・人吉風力発電事業

(2) 種類 風力発電所設置事業（陸上）

(3) 規模 風力発電所の設備の出力：最大117,600kW

風力発電機の基数：最大28基（単機出力：最大4,200kW）

3 対象事業実施区域の位置

熊本県人吉市、宮崎県えびの市、鹿児島県伊佐市

4 準備書の縦覧の場所、期間及び時間**(1) 場所**

ア 熊本県庁 行政棟本館1階情報プラザ

イ 人吉市役所1階ロビー

ウ 宮崎県庁 環境管理課

エ えびの市役所 市民環境課

オ 鹿児島県庁 環境林務課

イ 伊佐市役所大口庁舎 市民課

(2) 期間 令和8年（2026年）3月9日（月）から

令和8年（2026年）4月8日（水）まで（ただし、土日・祝日を除く。）

※縦覧期間終了から意見提出期限の4月22日（水）まで、準備書を公表す

(3) 時間 各施設の開庁・開館日の開庁・開館時間に準じる。

(4) 電子縦覧 <https://greenpower.co.jp/category/environmental-impact-assessment/>

5 意見書の提出

準備書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、意見を書面により事業者
に提出することができる。

6 意見書の提出期限及び提出方法その他意見書の提出に必要な事項

(1) 提出期限 令和8年（2026年）4月22日（水）（当日消印有効）

(2) 提出方法 縦覧場所（熊本県庁を除く）に備え付けの意見書箱への投函、または問
い合わせ先への郵送

(3) 意見書の提出に必要な事項

意見書には次に掲げる事項を記載すること。

ア 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつてはその
名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

イ 意見書の提出の対象である準備書の名称

ウ 準備書についての環境の保全の見地からの意見及びその理由（日本語により記載
すること。）

7 説明会の開催を予定する日時及び場所

(1) 日時：令和8年（2026年）4月3日（金）午後6時30分から午後8時まで

場所：カルチャーパレス 2階第1会議室（熊本県人吉市下城本町1578番地1）

(2) 日時：令和8年（2026年）4月4日（土）午後6時30分から午後8時まで

場所：えびの市文化センター 大研修室（宮崎県えびの市大字大名司2146番地
2）

(3) 日時：令和8年（2026年）4月2日（木）午後6時30分から午後8時まで

場所：大口グリーンホテル 白鳥の間（鹿児島県伊佐市大口里479番地1）

8 問い合わせ先

〒889-4151

えびの市大字向江639-3-2

株式会社グリーンパワーインベストメント えびの事務所

（担当）中島

電話 0984-48-1033

（土・日・祝日を除く午前9時30分から午後5時30分まで）